

島根県相談支援専門員 人材育成ビジョン

R3.5月 第一版

R6.4月 第二版

島根県障がい福祉課

1 はじめに

障がい者が地域で自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障がい福祉サービスの適切な利用を支え、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠です。

➡ 各圏域または市町村において、各機関が役割分担しながら障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施すること、地域単位での人材育成を進めることが必要です。

相談支援専門員は、障がい児者本人を中心とした自立支援及び共生社会の実現に向けた取組の中核的な役割を期待されており、年々その重要度は増しています。

➡ 質の高い継続的な人材の確保及びその資質の向上・熟達化を支えるための研修体系・人材育成体制を構築することが必要です。

島根県内のどの圏域・市町村においても質の高い相談支援を提供していけるよう、相談支援専門員の養成に関する目指すべき方向性を明確にし、研修及び実地教育の実施体系を整理し共有するために、「島根県相談支援専門員人材育成ビジョン」を作成することとしました。

2 目的

- 目指すべき相談支援体制及び相談支援専門員の姿を提示し、相談支援専門員及び県・市町村との共有化を図る
- 人材育成体制を体系的に示すことで、各研修の目的や役割を明確にするとともに、県・市町村・圏域の人材育成の連動を目指す

3 目指すべき相談支援体制

「誰もが自分らしく安心して暮らせる地域ネットワーク」

機能する協議会

- ・ 組織化された協議会で、個々の課題を地域の課題へと繋げ、解決へと導く
- ・ 地域の現状やニーズの変化に対応できるように、定期的に見直しを行う

関係機関の役割分担

- ・ 指定、委託、基幹相談支援センターの関係機関の役割が整理され、最大限の機能を果たす

地域での人材育成

- ・ 地域リーダーの継続的なスーパーバイズ、地域におけるOJT
- ・ 事業所、市町村等関係機関の協働による取組の推進

4 目指すべき相談支援専門員の姿

「地域を基盤としたソーシャルワークとしての相談支援を
ワクワク実践！」

本人中心

- ・ 本人の思いや希望に寄り添い伴走しながら、本人を中心とした意思表示支援・意思決定支援を丁寧に実践する

権利擁護

- ・ 本人の思いや希望を最大限に尊重し、利益と権利を擁護する

多職種連携

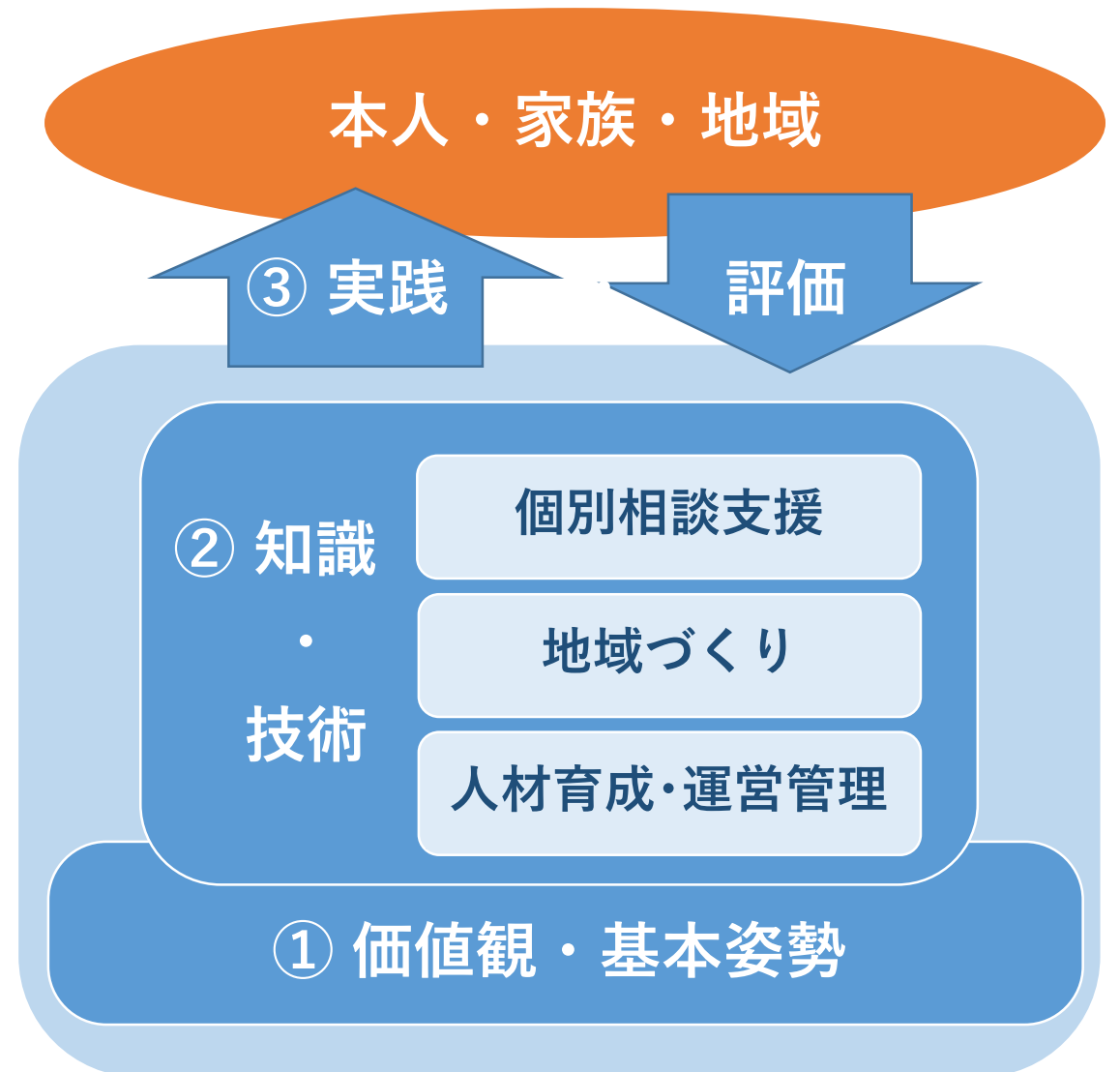
- ・ 本人を中心に、関係者それぞれの力を最大限に発揮できるようなつながりや体制を作り、維持していく

地域づくり

- ・ 本人の思いや希望を叶えるために必要な社会資源の改善・開発をあきらめず取り組む
- ・ 誰もが暮らしやすい社会に変革していく

5 相談支援専門員に必要なとなる力

相談支援専門員は、専門職としての
① 価値観・基本姿勢 をベースとし、
幅広い分野の ② 知識・技術 を身につけ、
それらを実際の支援の現場で
③ 実践・評価 していくことが求められます。



5 相談支援専門員に必要な力

① 価値観・基本姿勢

- 信頼関係に基づく支援
- 本人中心の意思表示・意思決定
- 権利擁護の視点
- プライバシーの保護（守秘義務）
- 中立性、公平性の保持
- 職業倫理の理解

5 相談支援専門員に必要な力

② 知識・技術

個別相談支援

- 信頼関係を形成する力
- 意思表示支援・意思決定支援
- 専門的面接技術・コミュニケーション技術
- ニーズを探し出すアセスメント力
- 福祉に関する法制度・サービスなどの知識
- ケアマネジメントプロセス

地域づくり

- チームアプローチ・多職種連携を展開する力
- ネットワーク形成力
- 地域診断
- 地域資源の活用
- 課題の抽出から改善・開発へつなげる視点
- 地域を創る・耕す力

人材育成・運営管理

- ファシリテーション
- スーパービジョン
- OJT
- 研修立案・運営
- 各種会議・協議会の運営

5 相談支援専門員に必要なとなる力

③ 実践・評価

- 主体性・積極性
- 周りを巻き込み動かす推進力
- 知識・技術を基にした現場での実践力・展開力
- 実践に対する振り返り
- 経験を説明できる力、互いに評価助言できる力
- 主体的に学び続ける力

6 人材育成のプロセス

目指すべき相談支援体制～誰もが自分らしく安心して暮らせる地域ネットワーク～ へ向けた取組

圏域又は市町村

市町村協議会 ※相談支援体制・人材育成体制の整備

【専門部会】 【定例会】 【運営会議】

基礎
研修

地域研修 / 相談支援事業所連絡会 / 事業所・法人内研修
 実地教育 (OJT) ※法定研修含む / スーパービジョン・事例検討会

【地域の中核的役割】
 相談支援体制整備・地域づくり・人材育成

主任相談
支援専門員

基幹相談
支援センター



研修検討委員会

指導者養成研修
(推薦派遣)

基幹相談支援センター
連絡会議

* 取組・課題の共有

分野別研修等
(医療的ケア児/強度行動障害等)

研修企画運営への
参画

専門コース別研修

市町村、基幹相談支援セ
ンター、主任相談支援専
門員等の連絡会議

* 取組・課題の共有

研修講師の育成

ファシリテーター

ファシリテーター

相談支援従事者初任者研修



* 相談支援専門員資格取得

相談支援従事者現任研修



* 資格更新 (5年毎に1回)

主任相談支援専門員
養成研修

主任相談支援専門員
フォローアップ研修

相談支援専門員協会主催研修 等

熟達化

目指すべき相談支援専門員像～地域を基盤としたソーシャルワークとしての相談支援をワクワク実践！

本人中心・権利擁護・多職種連携・地域づくり

協力と
バックアップ

人材育成
の取組の
実践

県

7 島根県の相談支援専門員人材育成体制 ～研修体系～

研修の名称	受講要件	到達目標/受講後に求められる役割
1. 法定研修		
初任者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援専門員として従事しようとする者 ・市町村担当職員 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ケアマネジメントを実践するために必要な基本的な知識及び技術を理解する <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な価値・知識・技術を身につけ、本人中心のケアマネジメントができる。 ・意思決定支援の重要性について理解し実践できる。 ◆チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割・責務等を理解する <ul style="list-style-type: none"> ・モデル事例を基にロールプレイを繰り返し、一連の業務のイメージを持つ。 ◆地域づくりとその核となる協議会の役割と機能を理解する <ul style="list-style-type: none"> ・地域の社会資源等を知る。 ◆権利擁護の視点、職業倫理の基本を理解する
現任研修	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験がある者 ・現に相談支援業務に従事している者 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ケアマネジメントを実践するために必要な知識及び技術を確実に理解し、他者へ説明することができる <ul style="list-style-type: none"> ・本人中心の相談支援を常に意識し、問題解決や目標達成に向けて、リーダーシップを発揮する。 ・ケアマネジメントの実践の中で、インフォーマルな資源を活用し、サービス等利用計画の「等」を意識した計画作成を心掛ける。 ◆チームアプローチの重要性とその一員として業務に従事する際の役割・責務等を理解を深め、実践に活かす <ul style="list-style-type: none"> ・グループスーパービジョンの理論と方法を学び実践に繋げる。（スーパーバイズを受け、自身の業務を振り返る。スーパーバイザーとして初任者の支援の振り返りなどとともに行う） ・個別課題から地域課題の改善につなげるという視点を持つ。 ◆コミュニティワークの理論と方法を理解し、実践することができる <ul style="list-style-type: none"> ・協議会を活用して地域づくりに携わる。 ・フォーマルな資源とともにインフォーマルな社会資源とつながり、資源開発や地域づくりを行う。 ◆権利擁護の視点、職業倫理の理解を深める

7 島根県の相談支援専門員人材育成体制 ～研修体系～

研修の名称	受講要件	到達目標/受講後に求められる役割
2. 任意研修		
主任研修	<p>・現任研修を修了した後、相談支援業務に3年以上従事した者で以下の要件を満たす者</p> <p>(1) 基幹相談支援センター等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者</p> <p>(2) 島根県における相談支援従事者研修等の企画運営に携わっている者</p>	<p>◆地域の相談支援における中核的な人材として活動するために必要な視点や知識、技術を習得し、実践できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援体制の強化 協議会の活性化、地域の重層的相談支援体制の確立 ・人材育成 相談支援専門員の養成に係る実習時の助言指導、適切なサービス等利用計画案に基づく実地教育の実施、スーパービジョン・グループスーパービジョンの実践 ・地域づくり コミュニティ・ソーシャルワークによる利用者中心の地域づくりの推進 ・困難事例への対応 事例検討や支援会議などの開催 ・運営管理 利用者中心の中立公正な相談業務指針の確立と展開
主任フォローアップ研修	主任相談支援専門員	<ul style="list-style-type: none"> ◆主任相談支援専門員の役割や責務、必要な知識、技術を再確認する ◆地域での実践を振り返るとともに、今後の地域づくりに向けた今後の活動について考え実践につなげる

7 島根県の相談支援専門員人材育成体制 ～研修体系～

研修の名称	受講要件	到達目標/受講後に求められる役割
専門コース 別研修	圏域での人材育成を進めるうえで中核となる者	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談支援の質の向上を図るため、特定の課題に焦点を当て理解やイメージを深める ◆目指すべき相談支援専門員像に向けて、必要なスキルを身につける ◆圏域の課題を考える仲間と共に、地域を巻き込んでコーディネートする力を身につける <ul style="list-style-type: none"> ⇒関係機関との連携を深めながら、専門性を高めていく。 ⇒研修で得た知識・技術を圏域で展開（研修企画等）し、知識・技術を高める。 ⇒市町村と協働で、地域の実情に応じた人材育成に取り組む
3. その他研修		
相談支援専門員協会主催研修	相談支援従事者	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域を基盤としたソーシャルワークとしての相談支援を実践するために知識・技術のブラッシュアップ・法定研修のフォローアップ研修として、本人中心のケアマネジメントの実践のためのスキルアップ
4. 国研修		
相談支援従事者指導者養成研修	現に相談支援に従事している者等で、県における相談支援従事者研修において企画運営に携わる中心的な役割を担う者	<ul style="list-style-type: none"> ◆県が実施する相談支援従事者研修において、企画立案/運営に携わる等の中核的な役割を担う指導者を養成する

7 島根県の相談支援専門員人材育成体制 ～体制整備～

	目的・内容
島根県相談支援従事者養成研修検討委員会	相談支援従事者の育成、研修企画 人材育成ビジョンの検討
基幹相談支援センター等連絡会議 市町村、基幹相談支援センター、主任相談 支援専門員等の連絡会議	県内の基幹相談支援センターの取組や課題の共有、情報交換 各市町村の相談支援体制の充実、強化の取組についての情報共有等